

(別添3)

○ 「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定について（昭和57年3月23日社更第43号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">社 更 第 4 3 号 昭和57年3月23日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 <u>一部改正 障発0426第6号</u> <u>平成25年4月26日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p>「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給の範囲 「歯科矯正に関する医療」を担当する医療機関における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給は、唇顎口蓋裂に起因する音声・言語機能障害の改善に関する医療に限るものであること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">社 更 第 4 3 号 昭和57年3月23日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p>「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給の範囲 「歯科矯正に関する医療」を担当する医療機関における障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給は、唇顎口蓋裂に起因する音声・言語機能障害の改善に関する医療に限るものであること。</p> <p>3～5 (略)</p>